

令和2年7月1日

大崎市市民協働推進部環境保全課放射法対策推進室

農林業系汚染廃棄物の焼却処理について

農林業系汚染廃棄物の焼却処理方針

農林業系汚染廃棄物の処理については、宮城県の処理方針に基づき、400Bq/kg を超え8,000Bq/kg 以下の牧草及び稲わらを対象として、平成30年10月15日から令和元年8月18日まで試験焼却を実施しました。

結果としては、作業工程を予定どおり安全に実施することができたこと、また、空間線量及び各種の放射性セシウム濃度の測定結果が、いずれも基準値内であったことなどから、一般ごみとの混焼による処理に問題がないことを確認できました。

よって、これまで開催した住民説明会、行政区説明会等の意見を総合的に判断し、市内に保管している農林業系汚染廃棄物の一部を焼却により処理するものとします。

また、400Bq/kg 以下の牧草については、平成29年度及び平成30年度に農地へのすき込みの実証実験を行い、収穫した牧草は牛に給与できる数値であることを確認できたことから、令和元年度から本格的にすき込みを実施しています。

1 焼却処理の期間等

(1) 処理期間 令和2年7月15日（水）から約7年間

(2) 焼却予定量

大崎市保管分として、2,900トン（1市2町合計3,590トン）

2 焼却処理のスケジュール等

(1) 令和2年度における処理予定量

一時保管場所名	重量（トン）	種別
三本木桑折字三森山	72	牧草
鳴子温泉字前森	82	牧草
古川清水沢字大谷地	205	牧草
大崎市内	47	稲わら
計	406	

(2) 前処理の実施方法

区 分	使用期間	内 容
小型移動テント	令和2年7月～ 令和3年2月	上記(1)の大崎市に保管している牧草等について、それぞれの一時保管場所で前処理を行い、各焼却施設へ搬送する。 前処理施設が完成後は使用しない。
前処理施設	令和3年3月～ 処理完了	古川清水沢字大谷地に設置する前処理施設に、各一時保管場所から搬送し、前処理後に各焼却施設へ搬送する。

(3) 焼却処理を実施するスケジュール

ア 土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日

イ 焼却する時間帯

施 設 名	焼却時間帯	時間数	焼却能力
西部玉造クリーンセンター	9:30～ 14:30	5 時間	40 t /8 時間
中央クリーンセンター	16:30～翌日 6:30	14 時間	120 t /24 時間
東部クリーンセンター	10:00～翌日 1:00	15 時間	96 t /16 時間

(4) 1日あたりの最大焼却処理量

	400 超～1000 Bq/kg以下	1000 超～2000 Bq/kg以下	2000 超～4000 Bq/kg以下	4000 超～8000 Bq/kg以下
西部玉造クリーンセンター	600 kg	300 kg	150 kg	80 kg
中央クリーンセンター	3,500 kg	2,600 kg	1,290 kg	640 kg
東部クリーンセンター	2,170 kg	1,080 kg	540 kg	260 kg

(5) 三本木地域における農林業系汚染廃棄物の焼却に伴う焼却灰運搬車両の走行

時間帯

通学時間を避けることから、8:30～13:00及び16:00～19:00を運搬車両が走行できる時間帯とします。

3 焼却処理計画

(1) 焼却対象

- ① 400Bq/kg 超 8,000Bq/kg 以下の農林業系汚染廃棄物とする。
- ② 対象物は、平成 28 年に環境省が測定した結果を基本とし、放射性セシウム濃度が 400Bq/kg を超えるロッド（山）に含まれる農林業系汚染廃棄物とする。
ただし、ロッドを全て再測定し、8,000Bq/kg を超えるロールがあった場合は除外する。

(2) 焼却灰の放射性セシウム濃度の上限

1,193Bq/kg

(3) 空間線量の上限

0.23 μ Sv/h（ただし、大日向クリーンパーク周辺地域については、0.15 μ Sv/h）

(4) 使用する施設

大崎地域広域行政事務組合が設置する以下の施設とする。

- ① 西部玉造クリーンセンター
- ② 中央クリーンセンター
- ③ 東部クリーンセンター
- ④ 大日向クリーンパーク

(5) 焼却の濃度区分

濃度区分 (Bq/kg)	処理予定量 (t)
400 超 1,000 以下	1,955
1,000 超 2,000 以下	456
2,000 超 4,000 以下	456
4,000 超 8,000 以下	723
計	3,590

4 監視体制の強化

(1) 焼却施設

区 分	基 準	監視体制
焼却灰中の放射性セシウム濃度	調査単位ごと	週 1 回
排ガス中の放射性セシウム濃度	月 1 回以上	月 2 回
バグフィルターの点検	年 1 回	年 2 回・煤塵計で常時監視
敷地内外の空間線量	なし	モニタリングポストで常時監視

(2) 最終処分場

区 分	基 準	監視体制
地下水・放流水中の放射性セシウム濃度	月 1 回	週 1 回
浸出水・放流先河川・汚泥中の放射性セシウム濃度	なし	月 1 回
水処理活性炭の交換頻度	なし	年 2 回
敷地内外の空間線量	なし	モニタリングポストで常時監視

5 施設周辺地域への配慮事項

(1) 健康不安被害対応

- ① 健康不安のある方に対して、保健師による健康相談の受入れ・受診先等の紹介を行う。
- ② 施設周辺（施設周辺の事業所に勤務、学校等に通学の方を含む。）の 18 歳未満の方及び妊婦の方等のうち、希望者に対して甲状腺検査を実施する。
実施時期は、令和 3 年度及び 6 年度に予定。

(2) 農業生産物風評被害対応

風評被害の申し出があったときは、市が調査・確認を行い、市が責任をもって補償を行う。

(3) 施設周辺地域との定期的な意見交換

施設周辺地域への焼却状況の報告、定期的な意見交換、課題整理等を協議する場としての組織を設置する。

6 すき込みの実施状況について

(1) 事業実施経過

平成 29 年度から 30 年度までの 2 年間で、鳴子温泉地域にて、面積約 4 ヘクタール、処理量約 46.5 トンの牧草の「すき込み」の実証試験を行い、令和元年度からは事業対象を市内全域に広げ、本格的に「すき込み」を実施することとした。

令和元年度については、3 地域で面積約 3.7 ヘクタール、処理量約 64.4 トンの牧草の「すき込み」を実施した。

なお、「すき込み」を行った農地から生育した牧草の放射能濃度については、これまで測定した数値は全て家畜に給与できる値となった。

令和 2 年度以降も 400Bq/kg 以下の汚染廃棄物の「すき込み」による減容化を推進する。